

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会第9回会議次第

と き 平成15年10月24日(金)

午後3時00分から

ところ ハロープラザ塩原 2階会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. アイディア賞の贈呈

4. 協議事項

継続協議

協議第9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)

平成15年6月24日提出

協議第10号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)

平成15年6月24日提出

協議第14号 地方税の取扱いについて(協定項目8)

平成15年9月26日提出

新規協議

協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9)

協議第16号 特別職の身分の取扱いについて(協定項目10)

協議第17号 町名・字名の取扱いについて(協定項目17)

協議第18号 慣行の取扱いについて(協定項目18)

協議第19号 電算システム事業の取扱いについて(協定項目23-2)

5. 報告事項

報告第9号 新市の事務所の位置について

6. その他

7. 閉 会

協議第 9 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年6月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

--

平成 年 月 日確認

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年6月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

新市に1つの農業委員会を設置する。

- 1 3市町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。
- 2 合併特例法第8条第1項の規定適用後の選挙による委員の定数は、30人とする。
- 3 合併特例法第8条第1項の規定適用後の選挙による委員の選挙は、新市の農業委員会の区域を、現在の黒磯市4選挙区(定数16人)、西那須野町2選挙区(定数9人)及び塩原町1選挙区(定数5人)に分けて、7つの選挙区を設けるものとする。

平成 年 月 日確認

地方税の取扱いについて(協定項目8)

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月26日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

3市町における地方税については、次のとおり取り扱うものとする。

1 市町村民税

《個人》個人市民税均等割は、黒磯市の例による。

《法人》法人市民税均等割は、西那須野町の例による。

納期及び減免措置については、黒磯市の例による。

2 固定資産税

税率は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、納期及び減免措置については、黒磯市の例による。ただし、第1期は5月1日から5月31日までとする。

3 軽自動車税

税率は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、納期については塩原町の例、減免措置については、西那須野町の例による。

4 市町村たばこ税

3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぐ。

5 鉱産税

課税がないため条例を削除する。

6 入湯税

税率及び納期については、塩原町の例による。課税免除については、黒磯市の例による。ただし、3市町の公営施設の取扱いについては、それぞれ現行のとおりとする。

7 都市計画税

税率については、0.3%とする。ただし、平成20年3月31日までは0.2%とする。納期及び減免措置については、固定資産税と同じ。

8 特別土地保有税

税率及び納期は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、減免措置については、黒磯市の例による。

平成 年 月 日確認

一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9)

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

- 1 3市町一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会の調整内容

協議事項	9 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1 3市町一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p>		

現 況									具体的な調整方法
黒 磯 市			西 那 須 野 町			塩 原 町			
平成15年4月1日現在			平成15年4月1日現在			平成15年4月1日現在			
職員の定数及び職員数			職員の定数及び職員数			職員の定数及び職員数			3市町一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
区分	条例定数	実配置	区分	条例定数	実配置	区分	条例定数	実配置	
市長の事務部局	389	386	町長の事務部局	225	216	町長の事務部局	111	98	
議会の事務部局	7	7	議会の事務部局	4	3	議会の事務部局	3	2	
選挙管理委員会	3	3	選挙管理委員会	1	1	選挙管理委員会	5	5(5)	
監査委員の事務部局	3	1	監査委員の事務部局	1	1	監査委員の事務部局	2	2(2)	
農業委員会の事務部局	5	5	農業委員会の事務部局	4	3	農業委員会の事務部局	4	2	
教育委員会の事務部局 (学校・その他教育機関の職員を含む)	106	93	教育委員会の事務部局 (学校・その他教育機関の職員を含む)	77	72	教育委員会の事務部局 (学校・その他教育機関の職員を含む)	41	39(2)	
水道事業の事務部局	24	18	水道事業の事務部局	14	12	水道事業の事務部局	11	9	
計	537	513	計	326	308	計	177	148	
							()内は兼務		

現 況			具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
<p>職員の種類</p> <p>・事務吏員、技術吏員 部長、次長、局長、参事、課長、主幹、課長補佐、班長、所長、場長、副主幹、室長、係長、園長、主査、主任主事、主事、主事補、部付、課付</p> <p>・技術吏員 主任技師、技師、技師補、主任保育士、保育士、主任保健師、保健師、主任看護師、看護師</p> <p>・その他の職員 運転手、技能主事、保育園調理員、汽缶員、水道技工、機械員、用務員、清掃作業員、公園工手、運動場工手</p> <p>給料表 行政職 9 級制、技労職 7 級制 (行政職給料表昇給停止年齢 5 5 歳)</p> <p>支給日 給料 毎月15日 期末勤勉手当 6月30日 12月10日</p>	<p>職員の種類</p> <p>・事務吏員 部長、教育次長、参事、部付、課長、室長、局長、所長、主幹、課付、課長補佐、室長補佐、局長補佐、所長補佐、副主幹、係長、主査、主事、館佐、書記長、書記次長、書記</p> <p>・技術吏員 技師</p> <p>・その他の職員 主事補、技師補、保健師、准看護師、保育士、運転手、清掃員、用務員、栄養士、調理員、技工、管理員、電話交換手、作業員、機械員、嘱託員、指導主事、社会教育主事、公民館主事、学芸員、司書、栄養士</p> <p>給料表 行政職 8 級制 技労職 6 級制</p> <p>支給日 給料 毎月15日 期末勤勉手当 6月30日 12月10日</p>	<p>職員の種類</p> <p>・事務吏員 課長、室長、事務局長、支所長、所長、主幹、副主幹、係長、主任主査、主査、主任主事、主事、司書、主事補、教諭、保育士</p> <p>・技術吏員 主任技師、技師、技師補、保健師</p> <p>・その他の職員 運転手、技手、事務補助員、清掃員、技能用務員、用務員、給食調理師、給食調理員</p> <p>給料表 行政職 8 級制 単労職 5 級制</p> <p>支給日 給料 毎月15日 期末勤勉手当 6月30日 12月10日</p>	<p>職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p>

現 況			具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
初任給 大卒 1級7号給 短大卒 1級5号給 高卒 1級3号給 級別職務 1級 主事補、技師補、保健師、看護師、保育士 2級 主事、技師、保健師、看護師、保育士 3級 主任主事、主任技師、主任保健師等 4級 主査、係長等 5級 主査、係長等 6級 主査、係長等、副主幹 7級 副主幹、課長補佐 8級 主幹、課長等 9級 参事、部長等 管理職手当 部長 15.2% 参事 13.4% 課長 11.5% 主幹 10.7% 課長補佐 8.0% 施設長 8.0% 管理職員特別勤務手当 部長 8,000円 参事 8,000円 課長 6,000円 主幹 5,000円 課長補佐 4,000円	初任給 大卒 1級7号給 短大卒 1級5号給 高卒 1級3号給 級別職務 1級 主事補・技師補・保育士 2級 主事・技師・保育士 3級 主事・技師・保育士 4級 係長・主査 5級 係長・主査 6級 補佐・副主幹 7級 課長・主幹 8級 部長・参事・課長 管理職手当 部長 16.0% 参事 14.0% 課長 12.0% 主幹 10.0% 園長 8.0% 管理職特別勤務手当 部長・参事・課長 8,000円 主幹 6,000円 園長 4,000円	初任給 大卒 1級7号給 短大卒 1級5号給 高卒 1級3号給 級別職務 1級：主事補・技師補・教諭・保育士・保健師・司書 2級：主事・技師・教諭・保育士・保健師・司書 3級：主任主事・主任技師・教諭・保育士・保健師・司書 4級：主査 5級：係長・主任主査 6級：副主幹・係長・主任主査 7級：課長等・主幹 8級：課長等 管理職手当 総務課長・企画財政課長 12.0% その他課長・議会事務局長 10.0% 農委事務局長・室長・支所長 8.0% その他所長・主幹 7.0% 管理職特別勤務手当 6,000円 調整手当 なし	

現 況			具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
扶養手当 国と同じ 住居手当 持家月額2,500円 借家 国と同じ 通勤手当 交通機関最高支給限度 50,000円 交通用具最高支給限度 20,900円 (2km未満支給なし) 特殊勤務手当 滞納整理事務 400円/日 伝染病防疫作業手当 1,300円/日 行路病人収容 2,000円/日 行路死亡人収容 6,500円/回 塵芥処理作業 500円/日 保育業務 2,000円/月 社会福祉業務 3,000円/月 危険不快 400円、1,000円/日 塩素取扱い従事 400円/月 水処理センター水質検査 300円/日 施設管理 3,000円/月 変則勤務 3,000円/月	扶養手当・住居手当 国と同じ 通勤手当 基本額は国と同じ 特殊勤務手当 町税、税外収入事務手当 (滞納整理) 250円/日 (動産差押) 400円/日 感染症予防の消毒作業手当 300円/日 結核患者療養指導手当 300円/日 火災等災害現場手当 350円/日 行旅死病人の救済収容作業手当 (死亡人の収容) 3,000円/件 (行旅人の救済、収容) 500円/件 道路舗装作業手当 250円/日 野犬猫の捕獲、処理作業手当 300円/日 塵芥処理、下水清掃手当 300円/日 用地取得業務手当 300円/日 水道料金徴収事務 250円/日 給水停止 400円/日	扶養・住居手当 国と同じ 通勤手当 基本額は国と同じ 塩原地区 400円/Kmの加算 特殊勤務手当 町税事務 2,000～2,500円/月 伝染病防疫事務 1,000円/日 塵芥収集作業 8,000～13,000円/月 行路病死収容 3,000円/回 犬猫死体処理 500円/日 バス運転業務 500円/日 特殊機械作業 500円/日 温泉業務 1,500～2,000円/月 保健師 3,000円/月 非常災害業務(時間外勤務) 3,000～6,000円/日	

現 況			具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
期末勤勉手当 国と同じ 時間外勤務手当 単価計算 本給×12月÷2,080時間 ×1.25(勤務日) ×1.5(勤務日午後10時～午前5時) ×1.35(休日、週休日) ×1.65(同上午後10時～午前5時) ×0.25(振替時) 寒冷地手当 国と同じ 日直手当 4,200円/回 退職勧奨制度(取扱い内規) 勤続25年以上50歳以上。	期末手当・勤勉手当 国と同じ 時間外勤務手当 単価計算 本給×12月÷2,080時間 ×1.25(勤務日) ×1.5(勤務日午後10時～午前5時) ×1.35(休日、週休日) ×1.65(同上午後10時～午前5時) ×0.25(振替時) 寒冷地手当 国と同じ 日直手当 4,200円/回 退職勧奨制度 勤続25年以上かつ50歳以上 随時申出により適用	期末・勤勉手当 国と同じ 時間外勤務手当 単価計算 本給×12月÷2,080時間 ×1.25(勤務日) ×1.5(勤務日午後10時～午前5時) ×1.35(休日、週休日) ×1.65(同上午後10時～午前5時) ×0.25(振替時) 寒冷地手当 国と同じ 塩原地区3級地・箒根地区1級地 日直手当 4,200円/回 (年末年始は4,600円/回) 退職勧奨制度 (塩原町職員の勧奨退職扱い要領 H7.9.11) 満50歳から59歳まで、勤続25年以上の 職員の申し出により適用する。	

一般職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団体の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これを準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（職員の身分取扱い）

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協定項目9 一般職の職員の身分の取扱い

先進地名	調整方針	県名
篠山市 H11.4.1	<p>篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。</p> <p>給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p>	兵庫県
西東京市 H13.1.21	<p>2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p>	東京都
さいたま市 H13.5.1	<p>一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>	埼玉県
ひらなみ市 H16.3.29	<p>1 海津町、平田町及び南濃町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 海津郡消防組合、サンリバー広域連合及び高須輪中衛生施設利用事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>4 職員の任免等については、人事管理の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>5 給与については、給与の適正化の観点から、合併時まで調整し統一を図る。なお、合併時、現職員について現給を保証するとともに、合併後、給料の格差是正を行う。</p>	岐阜県
飛騨市 H16.2.1	<p>(1) 4町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保証する。</p>	長野県
阿賀野市 H16.4.1	<p>4町村の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>(1) 職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、早期の適正化に努める。</p> <p>(2) 職名、職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。</p> <p>(3) 職員の給与については、適正化の観点から新市の基準を調整し、合併後速やかに格差是正を行う。</p>	新潟県

特別職の身分の取扱いについて(協定項目10)

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

- 1 特別職の職員の設置、人数、任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。
- 2 特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。
- 3 新市の職務執行者については、3市町の長が別に協議して定めるものとする。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会の調整内容

協議事項	10 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 特別職の職員の設置、人数、任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。</p> <p>2 特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。</p> <p>3 新市の職務執行者については、3市町の長が別に協議して定めるものとする。</p>	

現 況			調整の具体的内容
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
<p>1 常勤の特別職 特別職の報酬（平成14年4月改定）</p> <p>市長 900,000円 / 月 助役 710,000円 / 月 収入役 655,000円 / 月 教育長 645,000円 / 月</p> <p>期末手当 役職加算20%、管理職加算25% その他の手当なし</p>	<p>1 常勤の特別職 特別職の報酬(平成7年4月改定)</p> <p>町長 815,000円 / 月 助役 660,000円 / 月 収入役 630,000円 / 月 教育長 625,000円 / 月</p> <p>期末手当 役職加算20%、管理職加算25% その他の手当なし</p>	<p>1 常勤の特別職 特別職の報酬(平成5年4月改定)</p> <p>町長 710,000円 / 月 助役 600,000円 / 月 収入役 560,000円 / 月 教育長 550,000円 / 月</p> <p>期末手当 役職加算20%、管理職加算25% 通勤手当は一般職の例による。</p>	<p>1 常勤の特別職 市長ほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。 任期は、法令の定めるところによる。報酬は、類似団体の報酬額を参考に調整する。</p> <p>2 議会議員 報酬は、類似団体の報酬額を参考に調整する。 定数及び任期の取扱いは「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。</p>
<p>2 議会議員</p> <p>議長 450,000円 / 月 副議長 365,000円 / 月 議員 335,000円 / 月</p> <p>期末手当 加算45%</p>	<p>2 議会議員</p> <p>議長 380,000円 / 月 副議長 295,000円 / 月 議員 270,000円 / 月</p> <p>期末手当 加算15%</p>	<p>2 議会議員</p> <p>議長 320,000円 / 月 副議長 240,000円 / 月 議員 210,000円 / 月</p> <p>期末手当 加算15%</p>	

現 況			調整の具体的内容
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	3 行政委員会 委員の数及び任期は、各法令の定めるところによる。(農業委員会委員は、協定項目7で別に協議する。) 4 審議会・委員会等 新市において新たに設置する。
4 審議会・委員会等の付属機関 総合計画審議会 表彰審査委員会 防災会議 情報公開審査会 国民健康保険運営協議会 民生委員児童委員推薦会 特別土地保有税審議会 都市計画審議会 都市計画税課税区域検討懇話会 文化財保護審議会 公民館運営審議会 環境審議会 文化会館運営協議会 行政改革懇談会 学校給食共同調理場運営委員会 くろいそ男女共同参画推進会議 図書館協議会 スポーツ振興審議会 体育指導員協議会	4 審議会・委員会等の付属機関 表彰審査委員会 特別職報酬等審議会 情報公開審査会 国民健康保険運営協議会 民生委員推薦会 特別土地保有税審議会 都市計画審議会 町営住宅入居者選考委員会 町史編さん委員会 青少年問題協議会 文化財審議会 公民館運営審議会 環境審議会 行財政合理化審議会 給食センター運営委員会 図書館協議会 スポーツ振興審議会 幼児教育振興審議会 介護保険運営協議会	4 審議会・委員会等の付属機関 表彰審査委員会 特別職報酬等審議会 国民健康保険運営協議会 民生委員推薦会 特別土地保有税審議会 都市計画審議会 町営住宅入居者選考委員会 文化財審議会 公民館運営審議会 環境審議会 文化会館運営審議会 図書館協議会 介護認定審議会 温泉運営委員会 上中塩原温泉管理事業運営委員会 温泉保護対策委員会 塩原町障害者小規模通所授産施設入所判定委員会 下水道審議会 水道運営委員会	

現 況			調整の具体的内容
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
介護認定審議会 農業振興地域整備促進協議会 廃棄物減量等推進審議会 商工振興審議会 工場誘致審議会 土地区画整理審議会	介護認定審議会 商工振興協議会 下水道審議会		

特別職等の給与(報酬)調べ

区 分		黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町
市長・町長	給 与	900,000円	815,000円	710,000円
助 役		710,000円	660,000円	600,000円
収 入 役		655,000円	630,000円	560,000円
教 育 長		645,000円	625,000円	550,000円
	期 末 手 当	3月 廃止	同左	同左
		6月 170/100	6月 170/100	6月 170/100
		12月 180/100	12月 180/100	12月 180/100
		役職加算20%	役職加算20%	役職加算20%
		管理職加算25%	管理職加算25%	管理職加算25%
議 長	報	450,000円	380,000円	320,000円
副 議 長		365,000円	295,000円	240,000円
委 員 長		335,000円	270,000円	210,000円
議 員		335,000円	270,000円	210,000円
	期 末 手 当	3月 廃止	同左	同左
		6月 170/100	6月 170/100	6月 170/100
		12月 180/100	12月 180/100	12月 180/100
		加算45%	加算15%	加算15%
教育委員	報	委員長 1人 月額40,000円	委員長 1人 月額33,000円	委員長 1人 年額270,000円
		委員 3人 月額35,000円	委員 3人 月額23,000円	委員 3人 年額220,000円
選挙管理委員		委員長 1人 年額130,000円	委員長 1人 月額12,000円	委員長 1人 年額100,000円
		委員 3人 年額105,000円	委員 3人 月額 9,500円	委員 3人 年額 80,000円
		補充員 4人 日額 7,200円	補充員 2人	補充員 3人 日額 6,000円
監査委員		議員1人 月額32,000円	議員1人 月額18,000円	議員1人 日額 8,000円
		識者1人 月額45,000円	識者1人 月額39,500円	識者1人 日額10,000円
農業委員	酬	会長1人 月額45,000円	会長1人 月額36,000円	会長1人 年額300,000円
		職代1人 月額37,000円	職代1人 月額26,500円	職代1人 年額260,000円
		委員27人 月額35,000円	委員23人 月額24,500円	委員20人 年額230,000円
固定資産評価審査委員		3人 日額8,100円	3人 日額6,600円	3人 日額5,500円

非常勤特別職の報酬調べ

No	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町
1	総合計画審議会委員 日額7,200円		
2	表彰審査委員会委員 日額7,200円	表彰審査委員会委員 日額6,600円	表彰審査委員会委員 日額5,500円
3	特別職報酬等審議会委員 日額7,200円	特別職報酬等審議会委員 日額6,600円	特別職報酬等審議会委員 日額5,500円
4	防災会議委員 日額7,200円		
5	情報公開審査会委員 日額7,200円	情報公開審査会委員 日額6,600円	
6	国民健康保険運営協議会委員 日額7,200円	国民健康保険運営協議会委員 日額6,600円	国民健康保険運営協議会委員 日額5,500円
7	民生委員児童委員推薦会委員 日額7,200円	民生委員推薦会委員 日額6,600円	民生委員推薦会委員 日額5,500円
8	特別土地保有税審議会委員 日額7,200円	特別土地保有税審議会委員 日額6,600円	特別土地保有税審議会委員 日額5,500円
9	都市計画審議会委員 日額7,200円	都市計画審議会委員及び同臨時委員 日額6,600円	都市計画審議会委員及び同臨時委員 日額5,500円
10	顧問弁護士 月額30,000円		顧問弁護士 月額30,000円
11	産業医 月額38,000円	産業医 月額34,000円	町医 日額24,000円
12		町営住宅入居者選考委員会委員 日額6,600円	町営住宅入居者選考委員会委員 日額5,500円
13		町史編さん委員会委員 日額6,600円	町史編さん委員会委員 -
14	都市計画税課税区域検討懇話会委員 回7,200円	青少年問題協議会委員 日額6,600円	青少年問題協議会委員 -
15	社会教育委員 日額7,200円	社会教育委員 日額6,600円	社会教育委員 日額5,500円
16	文化財保護審議会委員 日額7,200円	文化財審議会委員 日額6,600円	文化財審議会委員 日額5,500円
17	公民館運営審議会委員 日額7,200円	公民館運営審議会委員 日額6,600円	公民館運営審議会委員 日額5,500円
18	行政区長 年額52,000円 戸数割1戸年額800円	事務連絡委員 年額均等割63,000円 年額世帯割680円	区長 年額1戸当たり1,000円 年額均等割額50戸未満 30,000円 100戸未満 32,000円 100戸以上 34,000円
19	交通教育指導員 月額157,000円	青少年問題協議会地区推進員 年額26,500円	青少年育成推進員 日額5,500円
20	交通指導員 月額40,000円	交通指導員 月額39,000円	交通指導員 月額40,000円
21	市税等徴収嘱託員 月額186,000円	町税徴収嘱託員 日額2,900円	-
22	環境審議会委員 日額7,200円	環境審議会委員 日額6,600円	環境審議会委員 -
23	文化会館運営協議会委員 日額7,200円		文化会館運営審議会委員 日額5,500円
24	行政改革懇談会委員 日額7,200円	行財政合理化審議会委員 日額6,600円	-

No	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町
25	学校給食共同調理場運営委員会委員 日額7,200円	給食センター運営委員会委員 日額6,600円	給食センター運営委員会委員 -
26	選挙長 日額10,700円	選挙長 国の選挙執行経費基準に順ずる	選挙長 国の執行経費の基準額
27		選挙立会人 国の選挙執行経費基準に順ずる	選挙立会人
28	投票管理者 日額12,700円	投票管理者 国の選挙執行経費基準に順ずる	投票管理者
29	投票立会人 日額10,800円	投票立会人 国の選挙執行経費基準に順ずる	投票立会人
30		開票管理者 国の選挙執行経費基準に順ずる	開票管理者
31	開票立会人 日額8,900円	開票立会人 国の選挙執行経費基準に順ずる	開票立会人
32	予防接種医 回24,000円		
33	学校医 年額1校当たり157,000円	学校医 年額1校当たり160,000円 1人当たり300円 主任10,000円	学校医 年額1校当たり140,000円 1人当たり240円
34	学校歯科医 年額1校当たり157,000円	学校歯科医 年額1校当たり160,000円 1人当たり200円	学校歯科医 年額1校当たり140,000円 1人当たり240円
35	学校薬剤師 年額1校当たり35,000円	学校薬剤師 年額45,000円	学校薬剤師 年額1校当たり20,000円
36	保育園(所)嘱託医 年額1園当たり112,000円	保育園(所)嘱託医 年額1校当たり160,000円 1人当たり300円 主任10,000円	保育園(所)嘱託医 年額40,000円
37	保育園(所)嘱託歯科医 年額1園当たり112,000円	保育園(所)嘱託歯科医 年額1校当たり160,000円 1人当たり200円	保育園(所)嘱託歯科医 年額40,000円
38	学校眼科医 年額1校当たり157,000円	学校眼科医 年額160,000円 1人当たり200円	学校眼科医 -
39	学校耳鼻科医 年額1校当たり157,000円	学校耳鼻科医 年額160,000円 1人当たり200円	学校耳鼻科医 -
40	市民健康センター管理医 年額120,000円	町嘱託医 日額20,000円	
41	健康診査医 回24,000円		就学时健康診断 1人300円加算
42	休日診療所当番医 回50,000円		
43	休日診療所運営委員 回7,200円		
44	休日診療所管理者 年額120,000円		
45		体育施設運営委員 日額6,600円	

No	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町
46		体育指導委員	年額38,000円
47	社会教育指導員	月額140,000円	社会教育指導員
48	生涯学習市民委員	回7,200円	
49	少年指導員	回5,800円	
50	少年指導相談員	月額140,000円	
51	少年指導センター運営委員	回7,200円	
52	青少年プラン策定委員	回7,200円	
53	くろいそ男女共同参画推進会議委員	回7,200円	
54	郷土館運営委員	回7,200円	郷土資料館運営委員
55	日新の館指導員	月額140,000円	日額6,600円
56	日新の館運営協議委員	回7,200円	
57	図書館協議会委員	回7,200円	図書館協議会委員
58	図書館専門員	回7,200円	日額6,600円
59	公民館副館長	年額36,000円	図書館協議会委員
60	公民館分館長	年額26,000円	日額5,500円
61	公民館社会教育指導員	月額140,000円	
62	スポーツ振興審議会委員	回7,200円	スポーツ振興審議会委員
63	体育指導員協議会委員	日額7,200円	日額6,600円
64	学校教育相談員	月額140,000円	
65			教育相談員
66	英語指導助手	月額300,000円	心の教室相談員
67	学校評議員	年額9,600円	英語指導助手
68	教科別指導講師	月額195,000円	外国語指導助手
69	心身障害児就学指導委員	回7,200円	350,000円以内で町長が定める
70	幼児教育振興審議委員	回7,200円	月額350,000円以内で町長が定める額
71	奨学資金貸与基金運営委員	回7,200円	年額12,000円
72	民生委員・児童委員	年額74,000円	奨学資金運営委員
		児童クラブ指導員	日額6,600円
			視聴覚ライブラリー運営委員
			月額84,000円
			日額5,500円

No	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町
73	保健福祉事業審議委員 回7,200円	介護保険運営協議会委員 日額6,600円	
74	介護サービス統括相談員 月額175,000円	予防接種健康被害調査委員会委員 日額6,600円	
75	介護認定審議会委員 日額11,500円	介護認定審議会委員 日額12,000円	介護認定審議会委員 委員長 日額20,000円
76		介護認定審査会の合議体の長 日額20,000円	職務代理者 日額15,000円
77		介護認定審査会の合議体の長の職務代理者 日額15,000円	委員 日額12,000円
78	家庭相談員 月額140,000円		
79	生活保護嘱託医 日額13,640円		
80	母子自立支援員兼婦人相談員 月額157,650円		
81	シニアセンター所長 月額175,000円		
82	健康くろいそ21プラン策定委員 回7,200円		
83	保健予防委員 年額8,600円	保健委員 年額17,000円	保健委員 日額5,500円
84		シルバー相談員 年額21,500円	
85		健康づくり推進委員 日額6,600円	
86	勤労青少年ホーム運営委員 日額7,200円		
87	農業振興地域整備促進協議会委員 回7,200円		
88	農業指導士 回7,200円		
89	畜産環境整備プロジェクト現地検討指導員 回11,000円		
90			温泉運営委員会委員 日額5,500円
91			上中塩原温泉管理事業運営委員会委員 日額5,500円
92			温泉保護対策委員会委員 日額5,500円
93	グリーングリーン運営委員 回7,200円		塩原町障害者小規模通所授産施設入所判定委員会委員 日額5,500円
94	グリーングリーン館長 月額190,000円		塩原町総合保健福祉センター運営委員 日額5,500円
95	廃棄物減量等推進審議会委員 回7,200円		
96	動植物実態調査員 日額7,200円		
97	廃棄物監視員 日額7,500円		廃棄物監視員 県の交付基準額

No	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町
98	陸砂利監視員 日額7,500円		陸砂利採石監視員 県の交付基準額
99	商工振興審議会委員 回7,200円	商工振興協議会委員 日額6,600円	
100	工場誘致審議会委員 回7,200円		
101	消費生活センター相談員 月額125,000円		
102	市営住宅訴訟弁護士 月額30,000円		
103	土地区画整理審議会委員 回7,200円		
104	土地区画整理評価員 回7,200円	日額7,200円	
105		下水道審議会委員 日額6,600円	下水道審議会委員 日額5,500円
106			水道運営委員会委員 日額5,500円
107	消防団長 年額176,000円	消防団長 年額165,000円	消防団長 年額160,000円
108	消防副団長 年額120,000円	消防副団長 年額114,000円	消防副団長 年額113,000円
109	消防団分団長 年額99,000円	消防団分団長 年額80,000円	消防団分団長 年額 82,000円
110	消防団副分団長 年額68,000円	消防団副分団長 年額60,000円	消防団副分団長 年額 68,000円
111	消防団部長 年額53,000円	消防団部長 年額56,000円	消防団部長 年額 55,000円
112	消防団副部長 年額40,000円	消防団副部長 年額33,000円	消防団副部長 年額 40,000円
113	消防団班長 年額33,000円	消防団班長 年額31,000円	消防団班長 年額 30,000円
114	消防団員 年額30,000円	消防団運転手・機械員 年間29,000円	消防団機械員 年額 28,000円
115	消防団機関員・信号員 年額31,000円	消防団員 年額28,000円	消防団員 年額 26,000円
116	統計調査員 住宅土地 回30,000円		
117	就業構造・全国物価 回50,000円		
118	商業 回43,433円		
119	工業 回33,125円		
120	石油等消費 回3,000円		
121		公務災害認定委員 日額6,600円	
122		公務災害審査委員 日額6,600円	
123	その他非常勤の職員 日額7,200円	その他非常勤の職員 日額6,600円	その他の非常勤の特別職 日額5,500円

特別職の身分の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 161 条 都道府県に副知事 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市長村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することをできる。

第 162 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第 163 条 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第 168 条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第 141 条、第 142 条、第 159 条、第 162 条、第 163 条本文及び第 164 条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第 143 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員の以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1) の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1) の 3 地方公営企業の管理及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規程により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

行政委員会の概要

事項 種類	法令の根拠	設置団体	権 限	組織（委員会の身分的取扱等）			
				委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	法 180 の 8 地教行法 2～15	都道府県・ 市町村	教育機関の管理、教職員の任免、 学校の組織編成等、社会教育・学 術・文化に関する事務の管理執行	5 人（条例により、 都道府県・指定都市 は 6 人、町村は 3 人にすること可能）	議会の同意 を得て長が 任命	4 年	解 職 請 求 （地教行法 8）
選挙管理委 員会	法 181～194	都道府県・ 市町村	選挙に関する事務、これに関係の ある事務の管理	4 人	議会におい て選挙	4 年	解 職 請 求 （法 86）
人事委員会 （公平委員 会）	法 202 の 2 地公法 7～12	・人事 都道府県・指定都市 （人口 15 万以上の 市・特別区は人事・ 公平の選択設置） ・公平 市（人口 15 万未満・ 人口 15 万以上は人事 と選択）町村	・人事 人事行政に関する調査・研究・企 画・立案・勧告・試験・選考等、 勤務条件に関する措置要求・不利 益処分にかかる審査 ・公平 勤務条件に関する措置要求・不利 益処分にかかる審査	3 人	議会の同意 を得て長が 選任	4 年	なし
				他の地方公共団体に委託して事務を処理させることができる			
監査委員	法 195～202、252 の 32、252 の 33、252 の 35、252 の 36、252 の 38～252 の 44	都道府県・ 市町村	財務に関する事務の執行・経営に かかる事務の管理・一般行政事務 の執行に関する監査の実施・外部 監査契約に基づく監査に関する事 務	都道府県・25 万市 4 人、市 3～2 人、 町村 2 人	議会の同意 を得て長が 選任	識見を有 する者 4 年議員 議員の任 期（4 年）	解 職 請 求 （法 86）
農業委員会	法 202 の 2 農委法 3～35	市町村	農地等利用関係の調整、農地の交 換分合その他農地の関する事務及 び農政事務	不 定	一部公選、一 部長が選任	3 年	解 任 請 求 （農 委 法 14）
固定資産評 価審査委員 会	法 202 の 2 地税法 423～434	市町村	固定資産課税台帳に登録された価 格に関する不服の審査決定	3 人以上	議会の同意 を得て長が 選任	3 年	なし

行政委員会委員の身分の取扱い(新設合併の場合)

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</p> <p>3町の委員は、失職する。</p> <p>失職した委員 人から新市職務執行者が5人の委員を臨時に選任する。(18条)</p> <p>選任された委員の任期は、設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで(18条)</p> <p>教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者(委員長に選任された委員を除く。)(19条)</p> <p>その後、市長が、議会の同意を得て任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に任命された委員の任期(第20条) <p>定数が5人の場合 2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年</p> <p>定数が3人の場合 1人は4年、1人は3年、1人は2年</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第4条】</p> <p>3町の委員は、失職する。</p> <p>議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者 人の互選により4人を定める。なお、職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。</p> <p>任期は、新市議会で委員が選挙されるまで</p> <p>その後、市議会において選挙...地方自治法 182条</p>
監査委員	<p>【地方自治法第195条、196条、197条】</p> <p>3町の委員は失職する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 監査委員は、新市監査委員に担任する事務を引き継がなければならない。 <p>...地方自治法施行令 141条</p> <p>新市長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。</p> <p>...196条</p> <p>定数は、市にあっては、条例の定めにより、3人又は2人...195条</p> <p>任期は4年...197条</p>
公平委員会	<p>【地方公務員法第7条第3項、第4項、第9条】</p> <p>人口15万未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。</p> <p>新市長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者の中から選任する。...9条</p> <p>定数は、3人...9条</p> <p>任期は4年...9条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。...7条

<p>農業委員会</p>	<p>【合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号】</p> <p>新市に一つの委員会を置き、3 町の選挙による委員は、平成 年 月 日まで在任する。(人)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 合併関係市町村の協議（協議は、合併関係市町村の各議会の議決を経なければならない。協議成立後、合併関係市町村は直ちに告示しなければならない。） <p>...8 条 4 項（6 条 8 項準用）</p> <p>合併期日において職務執行者は、関係条例を専決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新市農業委員会の選挙による委員の定数条例 * 選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数条例 * 新市農業委員会の農地部会等の定数条例 <p>各推薦委員の選任（任期は、 月 日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 農業協同組合・農業共済組合推薦委員の選任 * 議会がある場合は議会推薦委員の選任 <p>農業委員会総会の開催（合併の期日又は議会がある場合は、臨時議会開催後...議会推薦後）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 会長・職務代理等の決定 * 各部会人事の決定（互選の方法は、投票が原則） * 農業委員会職員の任命 * 農業委員会関係規則・規定等の決定 <p>議会がない場合</p> <p>（ 新市議会設置後、議会推薦委員の選任）</p> <p>その後、合併特例法で定められた任期満了の日前 30 日から前日までの間で一般選挙を行う。</p>
<p>固定資産評価審査委員会</p>	<p>【地方税法第 423 条】</p> <p>3 町の委員は失職する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 職務執行者は、市長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。（選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数） - 2 市長は、設置後最初に召集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。（選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数） <p>委員数は、3 人以上とし新市において条例で定める。</p> <p>市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任する。</p>

協定項目10 特別職の身分の取扱い

先進地名	調整方針	県名
篠山市 H11.4.1	新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。	兵庫県
西東京市 H13.1.21	市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 ア 任期は、各法令の定めるところによる。 イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。	東京都
さいたま市 H13.5.1	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。	埼玉県
飛騨市 H16.2.1	特別職の職員(消防団員を除く)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。 (1)市長、助役、収入役及び教育長の任期等については法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行報酬及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 (2)市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 (3)教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 (4)その他の条例で定める特別職の職員については、4町村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。一部町村のみ設置されているものは、可能な限り調整するものとする。	岐阜県
ひらなみ市 H16.3.29	1 新市の職務執行者については、3町の長が別に協議して定めるものとする。 2 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めがある場合は、その規定を適用する。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。 3 教育長を含む特別職の職員の報酬等については、当面3町の例(教育長を含む特別職の職員の報酬は現在の各町の状況に合わせるということ)により調整し、新市において類似団体の特別職の職員の報酬等を参考にして定める。	岐阜県

町名・字名の取扱いについて(協定項目17)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

3市町の区域内の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のおりとする。ただし、大字の表示は削除する。また、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会の調整内容

協議事項	17 町名・字名の取扱い	関係項目	
調整の内容	3市町の区域内の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のおりとする。ただし、大字の表示は削除する。また、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。		

現 況					具体的な調整方法						
黒 磯 市		西 那 須 野 町				塩 原 町					
本郷町	朝日町	宮町	本町	幸町	永田町	扇町	あたご町	朝日町	南町	大字下塩原 大字中塩原 大字上塩原 大字湯本塩原	3市町の区域内の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のおりとする。ただし、大字の表示は削除する。また、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。
錦町	共壑社一丁目	住吉町	豊町	中央町	幸町	下永田一丁目	下永田二丁目	下永田三丁目	下永田四丁目	大字関谷 大字金沢 大字宇都野 大字下大貫 大字上大貫	
高砂町	弥生町	橋本町	桜町	材木町	下永田五丁目	下永田六丁目	下永田七丁目	下永田八丁目	緑	大字高阿津 大字下田野 大字遅野沢 大字墓沼 大字折戸	
大黒町	若葉町	大和町	東栄一丁目	東栄二丁目	二つ室	北二つ室	一区町	二区町	三区町	大字上横林 大字横林 大字接骨木	
東豊浦	安藤町	未広町	豊浦町	清住町	四区町	千本松					
緑町	松浦町	阿波町	豊浦中町	原町	大和町	西原町	五軒町	栄町	東町		
新町	西新町	豊住町	並木町	若草町	上赤田	北赤田	南赤田	東赤田	西赤田		
豊浦北町	豊浦南町	春日町	栄町	美原町	三島一丁目	三島二丁目	三島三丁目	三島四丁目	三島五丁目		
黒磯	豊浦	共壑社	下厚崎	上厚崎	西三島一丁目	西三島二丁目	西三島三丁目	西三島四丁目	西三島五丁目		
埼玉	鳥野目	小結	東原	渡辺	西三島六丁目	西三島七丁目	東三島一丁目	東三島二丁目	東三島三丁目		
大原間	東小屋	山中新田	上大塚新田	佐野	東三島四丁目	東三島五丁目	東三島六丁目	南郷屋一丁目	南郷屋二丁目		
三本木	木曾畑中	沼野田和	下中野	島方	南郷屋三丁目	南郷屋四丁目	南郷屋五丁目	新南郷屋	睦		
上中野	笹沼	北和田	波立	中内	大字井口	大字東遅沢	大字西遅沢	大字東関根	大字関根		
鹿野崎	無栗屋	唐杉	上郷屋	塩野崎	大字高柳	大字西富山	大字槻沢	大字石林	太夫塚一丁目		
北弥六	前弥六	沓掛	塩野崎新田		太夫塚二丁目	太夫塚三丁目	太夫塚四丁目	太夫塚五丁目	太夫塚六丁目		
高林	箕輪	洞島	箭坪	木綿畑							
湯宮	嶋内	百村	油井	亀山							
細竹	西岩崎	板室	戸田	青木							
越堀	寺子	鍋掛	野間								
あさひちよう 朝日町	さいわいちよう 幸町	やまとちよう 大和町	さかえちよう 栄町		あさひちよう 朝日町	さいわいちよう 幸町	やまとちよう 大和町	さかえちよう 栄町			

町名の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 260 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

町名・字名に関する実際の変更手続

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第 260 条で「**町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき**」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「**市町村長の提案**」「**市町村議会の議決**」「**知事への届出**」「**知事の告示**」「**効力発生**」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間では住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続は、合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能。)

協定項目 17 町名・字名の取扱い

先進地名	調 整 方 針	県 名
篠山市 H11.4.1	4町の区域内的の町・字の区域及び名称は、従前のおりとする。	兵庫県
西東京市 H13.1.21	町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘3丁目に統合する。	東京都
さいたま市 H13.5.1	町・字名は原則として現行のおりとする。ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。	埼玉県
新潟市 H13.1.1	黒埼町での意向を尊重し、また新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにすることとした。	新潟県
潮来市 H13.4.1	両町の字の区域及び名称は現行どおりとすることとした。	茨城県
静岡市 H15.4.1	町・字名は、原則として現行のおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。	静岡県
いなべ市 H15.1.21	4町の町名、字名は、現行のおりとし、「大字」を削除した名称とする。	三重県
ひらなみ市 H16.3.29	町・字の区域及び名称は、現行のおりとする。	岐阜県
魚沼市 H16.11.1	1 字区域の名称 字の区域・名称は、現行のおりとする。なお名称から大字表記を削除する。ただし、湯之谷村と広神村の重複名称である芋川は、住民の意向を踏まえて名称を調整する。 新市の区域の密集市街地については、住居表示に関する法律に規定する住居表示の導入について検討する。 2 通称町内名、集落名 通称町内名及び集落の名称は、現行のおりとする。 ただし、重複名称または類似名称の通称町内名及び集落名は、住民の意向を踏まえて名称を調整する。	新潟県

慣行の取扱いについて(協定項目18)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

- 1 市章は、合併前に公募し、選定する。
- 2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。
- 4 名誉市民については、新市において新たな制度を創設するものとする。現在の名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。
- 5 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会の調整内容

協議事項	1 8 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1 市章は、合併前に公募し、選定する。</p> <p>2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。</p> <p>3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。</p> <p>4 名誉市民については、新市において新たな制度を創設するものとする。現在の名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。</p> <p>5 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。</p>		

現 況			具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
<p>市章（昭和53年4月1日）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>黒磯市民憲章（昭和50年11月1日） 私たちは、黒磯市民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい郷土をつくるため、この憲章をかかげて進みます。</p> <p>1．自然を愛し、清潔な美しいまちをつくりましょう。</p> <p>2．感謝の心で社会につくし、福祉のまちをつくりましょう。</p> <p>3．健康で働き、若さあふれる豊かなまちをつくりましょう。</p>	<p>町章（昭和42年2月10日）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>西那須野町民憲章（昭和55年4月15日） わたくしたちは、西那須野町民であることに誇りをもち、よりよい郷土をつくるため、この憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、環境をととのえ、住みよい まちを つくりまします。</p> <p>1 伝統を重んじ、教養を深め、文化の高い、まちを つくりまします。</p> <p>1 きまりを守り、心のふれあいをひろめ、明るい まちを つくりまします。</p>	<p>町章（昭和42年9月1日）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>町民憲章（昭和51年6月4日） 1 わたくしたちは 恵まれた自然を愛し美しい町にします。</p> <p>1 わたくしたちは としよりを敬い若い力を育て 健康な町にします。</p> <p>1 わたくしたちは きまりを守り理解しあい 平和な町にします。</p> <p>1 わたくしたちは 文化を尊び 新しい工夫をして 文化の町にします。</p> <p>1 わたくしたちは 誰にでも親切に観光と生産に励む 豊かな町にしま</p>	<p>市章は、合併前に公募し、選定する。</p> <p>市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。</p>

現		況		具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町		
<p>4. 教養を深め、かおり高い文化のまちをつくりましょう。</p> <p>5. 進んできまりを守り、安全で住みよいまちをつくりましょう。</p> <p>黒磯市教育憲章（平成12年11月1日）</p> <p>1. 進んで学び個性を伸ばし、自己の確立に努めます。</p> <p>2. 家族や友達を大切にし、感謝の心で人に接します。</p> <p>3. 社会のきまりやマナーを守り、責任ある行動をします。</p> <p>4. 奉仕の心をもって、社会の一員としての役割を果たします。</p> <p>5. 緑豊かな郷土を愛し、伝統や文化を大切にします。</p> <p>宣言 交通安全都市宣言（昭和49年9月27日） 非核平和都市宣言（昭和62年12月16日）</p> <p>市民の歌（昭和51年11月1日）</p> <p>黒磯市の花 あじさい 黒磯市の木 松（まつ） 黒磯市の鳥 ウグイス 黒磯市の魚 ヤマメ 黒磯市の色 緑（アサギ色）</p>	<p>1 先人の偉業をたたえ、生産に励み、豊かな なちをつくります。</p> <p>1 からだをきたえ、しあわせな家庭をきずき伸びゆく まちをつくりま</p> <p>宣言 非核平和都市宣言（昭和63年6月15日） 暴力追放宣言（平成元年11月24日）</p> <p>町の歌（昭和42年2月10日）</p> <p>町の花 すいせん 町の木 松</p>	<p>宣言 非核平和宣言（平成3年9月10日）</p> <p>町民の歌（昭和51年6月10日）</p> <p>町の花 やしおつつじ 町の木 もみじ 町の鳥 かっこう</p>	<p>市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。</p>	

現 況			具体的な調整方法
黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
<p>市名誉市民 市名誉市民条例に基づき、議会の同意を得て推挙 現在1人</p> <p>市表彰 黒磯市表彰条例に基づき、毎年11月1日に表彰式を挙行</p> <p>表彰審査委員会 助役・収入役・教育長・市議会議長・同副議長・同常任委員会委員長</p> <p>平成14年10月現在表彰者 個人表彰 2,207人 団体表彰 54団体 平成15年10月現在感謝状贈呈者 438人</p> <p>市長賞メダル贈呈 市長賞メダル贈呈要綱に基づき贈呈</p>	<p>名誉町民の推挙 議会の同意で推挙。各種礼遇措置実施 12名のうち物故者9人(平成15年10月に1人推挙予定 - 計13人)</p> <p>功労者表彰・一般表彰・勤続表彰 西那須野町表彰条例に基づき表彰 毎年10月に開催の産業文化祭で表彰</p> <p>表彰審査委員会 町長、助役、議会の推薦議員 5人以内</p> <p>平成15年5月現在表彰者 条例表彰 886人うち物故者334人 感謝状贈呈者 292人(物故者不明)</p>	<p>名誉町民(要議会同意) 10人 うち物故者9人</p> <p>塩原町表彰式 塩原町表彰条例に基づき「自治功労者」として毎年11月3日の表彰。</p> <p>表彰審査委員会 有識者5人以内</p> <p>平成15年4月現在表彰者 345人 うち物故者164人</p>	<p>名誉市民については、新市において新たな制度を創設するものとする。現在の名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。</p> <p>表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。</p>

協定項目 18 慣行の取扱い

先進地名	調整方針	県名
篠山市 H11.4.1	1 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。 2 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。 3 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。 4 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。	兵庫県
西東京市 H13.1.21	1 市章は、新市において調整する。 2 市の木、花、鳥は新市において調整する。 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。	東京都
さいたま市 H13.5.1	1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。 ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 3 都市間交流については、新市において継続する。 4 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。	埼玉県
あきる野市 H7.9.1	市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。	東京都
いなべ市 H15.12.1	1 市章、市民憲章、市の木及び花等については、新市において定める。 2 各種宣言については、新市において定める。 3 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設する。	三重県
ひらなみ市 H16.3.29	1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定めるものとする。 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。 3 名誉市民制度については、新市において、平田町及び南濃町の例（現在平田町・南濃町にある名誉町民制度と同じものを新市でも作るということ）により調整する。 4 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。	岐阜県
魚沼市 H16.11.1	市章、憲章、歌、市章、市民憲章及び市民歌は、新市において公募等で新たに定める。 市の木、花、魚、鳥、市の木、市の花、市の魚、市の鳥は、新市において公募等で新たに定める。 歴史的伝統行事 すべての歴史的伝統行事は、新市へ引き継ぐ。 各種宣言 各種宣言は、新市において調整する。 名誉町村民 名誉市民は、制定することとし基準を統一する。 現行の名誉町村民は新市に引き継ぎ、新市において称号を授与する。	新潟県
飛騨市 H16.2.1	市章は、新市発足前に公募し決定する。 市民憲章他は、新市で調整する。	岐阜県
郡上市 H16.3.1	市民憲章、市章、市の花、市の木、市の鳥、市旗及び市歌については、新市において調整する。	岐阜県

電算システム事業について(協定項目23 - 2)

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

住民サービスに直接関連する基幹系業務システム及び庁内情報系ネットワークシステムは、サービス及び業務に支障が生じないよう合併までに統合する。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会の調整内容

協議事項	2 3 各種事務事業の取扱い	関係項目	2 3 - 2 電算システム事業
調整の内容	住民サービスに直接関連する基幹系業務システム及び庁内情報系ネットワークシステムは、サービス及び業務に支障が生じないように合併までに統合する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法	
	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町		
庁内情報系ネットワークシステム管理・運用	電算室の設置 基幹系業務システム及び情報系ネットワークシステムのサーバ及び通信機器等の設置及び集中管理	電算室の設置 基幹系業務システム及び情報系ネットワークシステムのサーバ及び通信機器等の設置及び集中管理	電算室の設置 基幹系業務システム及び情報系ネットワークシステムのサーバ及び通信機器等の設置及び集中管理	合併までにサーバ等を集中管理する電算室を設置する。	
	LAN・WAN構築 ・LAN構築・管理・運用 平成11年度庁内LAN整備	LAN・WAN構築 ・LAN構築・管理・運用 平成12～15年度庁内LAN整備	LAN・WAN構築 ・LAN構築・管理・運用 平成14年度庁内LAN整備		合併までに調整し、新たなネットワークを構築する。なお、WAN（出先）の接続方式については、そのまま新市に引き継ぐものとする。
	・WAN構築・管理・運用 平成11年度WAN（出先機関）整備 平成15年度WAN再構築	・WAN構築・管理・運用 平成14年度WAN（出先機関）整備	・WAN構築・管理・運用 平成14年度WAN（出先機関）整備 平成15年度WAN再構築		
財務会計システム 予算・決算、備品管理等の管理	財務会計システム 予算の査定・管理・配当・流用・繰越・要求、歳入歳出予算執行伝票処理	財務会計システム 財務会計情報の管理	合併までに、黒磯市のシステムにより統合する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
基幹系業務システム管理 (税部門)	機器及びシステム管理 ・ 機器の管理 基幹系の業務システムのうち、根幹となるシステムの機器については、基本的に企画課において管理を行っているが、付随するシステムの機器については各担当課において管理を行っている。	機器及びシステム管理 ・ 機器の管理 基幹系の業務システムのうち、根幹となるシステムの機器については、基本的に企画課において管理を行っているが、付随するシステムの機器については各担当課において管理を行っている。	機器及びシステム管理 ・ 機器の管理 基幹系の業務システムのうち、根幹となるシステムの機器については、基本的に総務課において管理を行っているが、付随するシステムの機器については各担当課において管理を行っている。	機器については特別会計及び補助金関係を除き、情報管理部門において管理する。なお、システムについては、各部門において管理する。
	・ システムの管理 基幹系の業務システムのうち、根幹となるシステムのソフトについては、基本的に企画課において管理を行っているが、付随するシステムのソフトについては各担当課において管理を行っている。	・ システムの管理 基幹系の業務システムのうち、根幹となるシステムのソフトについては、基本的に企画課において管理を行っているが、付随するシステムのソフトについては各担当課において管理を行っている。	・ システムの管理 基幹系の業務システムのうち、根幹となるシステムのソフトについては、基本的に総務課において管理を行っているが、付随するシステムのソフトについては各担当課において管理を行っている。	
	法人住民税システム 法人宛名管理処理、申告書管理処理、収納管理処理、各種資料の作成処理	法人住民税システム 法人宛名管理処理、申告書管理処理、収納管理処理、各種資料の作成処理	法人住民税システム 法人宛名管理処理、申告書管理処理、収納管理処理、各種資料の作成処理	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	住民税システム 住民税の課税等	住民税システム 住民税の課税等	住民税システム 住民税の課税等	
申告受付支援システム 申告受付及び賦課データ作成等	申告受付支援システム 申告受付及び賦課データ作成等	申告受付支援システム 申告受付及び賦課データ作成等		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
	住民税システム（事業者） 課税状況等の調べ、データの集計、 管理及び転記	住民税システム（事業者） 課税状況等の調べ、データの集計、 管理及び転記	住民税システム（事業者） 課税状況等の調べ、データの集計、 管理及び転記	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	滞納管理システム ・滞納整理システム 市町税収納消込、滞納処分関連帳票 の発行、滞納情報管理	滞納管理システム ・滞納整理システム 市町税収納消込、滞納処分関連帳票 の発行、滞納情報管理	滞納管理システム ・滞納整理システム 市町税収納消込、滞納処分関連帳票 の発行、滞納情報管理	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。 ただし、滞納整理モバイルシステムについては西那須野町の例により統合する。
		・滞納整理モバイルシステム 滞納整理臨戸訪問用携帯用端末機		
	固定資産税システム ・固定資産税システム 課税データ計算、帳票作成	固定資産税システム ・固定資産税システム 課税データ計算、帳票作成	固定資産税システム ・固定資産税システム 課税データ計算、帳票作成	
	・固定資産税概要調査システム 調書の作成	・固定資産税概要調査システム 調書の作成	・固定資産税概要調査システム 調書の作成	
	軽自動車税システム 軽自動車税の課税	軽自動車税システム 軽自動車税の課税	軽自動車税システム 軽自動車税の課税	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	収納消込システム 納付書の消込み（OCR） 収納管理	収納消込システム 納付書の消込み（OCR） 収納管理	収納消込システム 納付書の消込み（OCR） 収納管理	

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
(住民生活部門)	口座管理システム 口座振替納税者の口座管理	口座管理システム 口座振替納税者の口座管理	口座管理システム 口座振替納税者の口座管理	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	住民記録システム 住民情報の管理、住民情報関係証明書の発行	住民記録システム 住民情報の管理、住民情報関係証明書の発行	住民記録システム 住民情報の管理、住民情報関係証明書の発行	
	印鑑登録システム 印鑑登録、印鑑証明書の発行	印鑑登録システム 印鑑登録、印鑑証明書の発行	印鑑登録システム 印鑑登録、印鑑証明書の発行	
	戸籍システム 戸籍の管理、戸籍関係証明書の発行等	戸籍システム 戸籍の管理、戸籍関係証明書の発行等	戸籍システム 戸籍の管理、戸籍関係証明書の発行等	
	除籍システム 除籍、改正原戸籍の管理	除籍システム 除籍、改正原戸籍の管理	除籍システム 除籍、改正原戸籍の管理	
	外国人登録システム 外国人登録の管理、関係証明の発行等	外国人登録システム 外国人登録の管理、関係証明の発行等	外国人登録システム 外国人登録の管理、関係証明の発行等	

現 況				具体的な調整方法	
事務事業名	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町		
(国保年金部門)		自動交付機システム 磁気カードによる印鑑登録証明書・ 住民票謄・抄本の発行		合併時までに西那須野町 以外の庁舎においても設 置を検討する。	
		住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の管理・運用	住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の管理・運用	住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の管理・運用	合併時までに、3市町で使 用している同一のシステ ムに統合する。
		国民健康保険情報データベースシステム 月報・年報作成、調整交付金等交付 申請書作成等	国民健康保険情報データベースシステム 月報・年報作成、調整交付金等交付 申請書作成等	国民健康保険情報データベースシステム 月報・年報作成、調整交付金等交付 申請書作成等	
		国民健康保険税システム ・国保税滞納対策システム 国保税滞納者の管理、被保険者資格 者証等の発行	国民健康保険税システム ・国保滞納対策システム 国保税滞納者の管理、被保険者資格 者証等の発行	国民健康保険税システム ・国保税滞納対策システム 国保税滞納者の管理、被保険者資格 者証等の発行	合併時までに、3市町で使 用している同一のシステ ムに統合する。 ただし、税務マスター国 保税率試算システムにつ いては、塩原町の例によ り統合する。
		・国保税滞納整理システム 国保税当初課税及び期別課税等の計 算等	・国民健康保険税システム 国保税当初課税及び期別課税等の計 算等	・国民健康保険税システム 国保税当初課税及び期別課税等の計 算等	
		・在宅支援システム 国保連合会から提供される在宅医療 費等推進情報提供（長期入院該当者、 在宅受信者等）システム	・在宅医療費等推進支援システム 国保連合会から提供される在宅医療 費等推進情報提供（長期入院該当者、 在宅受信者等）システム	・国保在宅医療費等支援事業システム 国保連合会から提供される在宅医療 費等推進情報提供（長期入院該当者、 在宅受信者等）システム	
			・税務マスター国保税率試算システム 国保税適正税率の試算等		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町	
(福祉部門)	老人保健システム 老人保健資格の管理、老人保健受給者証等の発行等	老人保健システム 老人保健資格の管理、老人保健受給者証等の発行等		合併までに、黒磯市及び西那須野町の例により統合する。
	支援費システム 障害者支援費決定受給者証の発行等	支援費システム 障害者支援費決定受給者証の発行等	支援費システム 障害者支援費決定受給者証の発行等	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	医療費助成システム ・ひとり親医療費助成システム 受給者証の交付、医療費			合併までに、黒磯市の例により統合する。
	児童手当システム ・児童手当システム 児童手当の資格取得・喪失等	児童手当システム ・児童手当マスター 児童手当の資格取得・喪失等	児童手当システム ・e-TASK児童手当システム 児童手当の資格取得・喪失等	合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。 ただし、児童扶養手当システムについては、黒磯市の例により統合する。
	・児童扶養手当システム 児童扶養手当の資格取得・喪失等			
保育料システム ・児童福祉システム 保育料賦課徴収、身体障害者補装具、日常生活用具給付等の管理	保育料システム ・総合福祉マスター 保育料賦課徴収、身体障害者補装具、日常生活用具給付等の管理		合併までに、西那須野町の例により統合する。	

		現 況			具体的な調整方法
事務事業名	黒 磯 市	西 那 須 野 町	塩 原 町		
(健康部門)	介護保険システム 資格者管理、保険料賦課及び納付・給付状況の管理等	介護保険システム 資格者管理、保険料賦課及び納付・給付状況の管理等	介護保険システム 資格者管理、保険料賦課及び納付・給付状況の管理等		合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	滞納整理システム(介護) 介護保険料の滞納整理				合併までに、税所管の滞納管理システムに移管する。
	健康管理システム 成人病検診管理、乳幼児健診対象者管理、予防接種者管理、当該事業関係書類作成	健康管理システム 成人病検診管理、乳幼児健診対象者管理、予防接種者管理、当該事業関係書類作成	健康管理システム 成人病検診管理、乳幼児健診対象者管理、予防接種者管理、当該事業関係書類作成		合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。
	医療費助成システム ・乳幼児医療費助成システム 乳幼児医療費助成管理、当該事業関係書類作成				合併までに、黒磯市の例により統合する。
(農林部門)	農業行政システム 農家基本台帳の整備・管理、農地情報の整備・管理、耕作証明書等の発行	農業行政システム 農家基本台帳の整備・管理、農地情報の整備・管理、耕作証明書等の発行	農業行政システム 農家基本台帳の整備・管理、農地情報の整備・管理、耕作証明書等の発行		合併までに、3市町で使用している同一のシステムに統合する。

協定項目23-2 電算システム事業

先進地名	調整方針	県名
阿賀野市 H16.4.1	合併時に電算システムを統合する。	新潟県
五島市 H16.8.1	(1) 住民サービスに直接関連する電算システムについては、サービスに支障のないように合併までにシステムを統一する。 (2) その他の電算システムについては、業務に支障のないように合併までに調整する。	長崎県
新上五島町 H16.8.1	(1) 新町の電算業務については、住民サービスの低下を招かないよう電算システムを統一し、合併時に稼働できるよう調整する。 (2) 電算組織については、合併までに調整し、新町において設置する。 (3) 個人情報の保護については、合併までに調整する。	長崎県
三次市 H16.4.1	電算システムについては、合併時に統合するものとする。 ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整するものとする。財務会計システムについては、新しい組織に対応したシステムを導入するものとする。戸籍事務の電算化については、合併までに導入を図り、新市において統合するものとする。	広島県
いなべ市 H15.12.1	電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合を図るものとする。 また、他のシステムについては、新市において調整し構築するものとする。	三重県
愛南町 H16.10.1	電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。 (1) 住民生活に影響が及ばないように十分に配慮する。 (2) 統合にかかる改修の量及び経費は極力抑えるように配慮する。 (3) 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。	愛媛県
あきる野市 H7.9.1	住民サービスの低下を招かないようシステムの構築を図り、合併と同時に稼働できるよう調整をする。	東京都
篠山市 H11.4.1	電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理事業システムについては、新町において調整する。	兵庫県
西東京市 H13.1.21	当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。	東京都
潮来市 H13.4.1	住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。	茨城県
あさぎり町 H15.4.1	電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。	熊本県

新市の事務所の位置について(協定項目4)

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年3月25日提出

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会会長 藤田 政壽

新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の黒磯市役所とし、本庁及び支所を置く。また、西那須野町に支所、塩原町に支所及び出張所を置くものとし、3支所とも総合支所方式を採用する。将来の新庁舎の位置は、那須塩原駅周辺とする。

平成15年9月26日確認